

# 横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

## 1 趣旨

たきがしら会館の設置並びに指定管理者制度及び利用料金制の導入等を定めるために、横浜市スポーツ施設条例の改正を行いました。これに伴い開館時間などを定めるため、横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正を予定しております。

## 2 改正案の概要

### (1) 利用料金の返還（第12条第2号）

利用料金の返還について、第12条第2号に下線部の内容を追加します。

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(第1号省略)

(2) 横浜国際プール、たきがしら会館、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額

(第3号省略)

### (2) 横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出（第13条第1項）

横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出について、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加えます。

第13条 横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室を利用しようとするアマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたものは、1月又は2月の利用にあつては前年の、3月から12月までの利用にあつては当該年のそれぞれ1月31日までに利用目的、利用日時その他指定管理者が指示する事項を記載した横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室の年間利用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

### (3) 開館時間（別表第1（第2条第1項））

開館時間について、別表第1に下線部の内容を追加します。

施設名	開館時間
	(省略)
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
<u>たきがしら会館</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
	(省略)

(4) 休館日 (別表第2 (第3条第1項))

休館日について、別表第2に下線部の内容を追加します。

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館 (横浜武道館を除く。)、 <u>たきがしら会館</u> 、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

(5) 利用の許可の申請 (別表第3 (第6条第2項))

たきがしら会館について、別表第3に下線部の内容を追加します。

施設名	受付期間
横浜国際プール、 <u>たきがしら会館</u> 及びビスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
(省略)	

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月横浜市規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 横浜国際プール、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(第3号省略)</p>	<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 横浜国際プール、<u>たきがしら会館</u>、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(第3号省略)</p> <p><u>(横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出)</u></p> <p>第13条 <u>横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室を利用しようとするアマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたものは、1月又は2月の利用にあっては前年の、3月から12月までの利用にあっては当該年のそれぞれ1月31日までに利用目的、利用日時その他指定管理者が指示する事</u></p>

第13条 (本文省略)

別表第1 (第2条第1項)

施設名	開館時間
(省略)	
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

項を記載した横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室の年間利用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

第14条 (本文省略)

別表第1 (第2条第1項)

施設名	開館時間
(省略)	
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
たきがしら会館	午前9時から午後9時まで
(省略)	

別表第2 (第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、 <u>たきがしら会館</u> 、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(省略)	
別表第3 (第6条第2項)	
施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
(省略)	

(省略)	
別表第3 (第6条第2項)	
施設名	受付期間
横浜国際プール、 <u>たきが</u> しら会館及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
(省略)	